

電気管理技術者が保安業務を受託できる事業場の規模と換算係数表

(1) 事業場の規模と換算係数

		規 模	換算係数	備 考	
発 電 所	出力	100kW 未満	0.3	注 1	
	出力	100kW 以上 300kW 未満	0.4		
	出力	300kW 以上 600kW 未満	0.6		
	出力	600kW 以上 1000kW 未満	0.8		
	出力	1000kW 以上 1500kW 未満	1.0		
	出力	1500kW 以上 2000kW 未満	1.2		
	出力	2000kW 以上 2500kW 未満	1.4		
	出力	2500kW 以上 3500kW 未満	1.6		
	出力	3500kW 以上 5000kW 未満	1.8		
需 要 設 備	低 圧		0.3	注 2	
		設備容量 64kVA 未満	0.4 (小規模高圧需 要設備にあっ ては 0.2)		
	高 圧	設備容量	64kVA 以上 150kVA 未満		0.6
		設備容量	150kVA 以上 350kVA 未満		0.8
		設備容量	350kVA 以上 550kVA 未満		1.0
		設備容量	550kVA 以上 750kVA 未満		1.2
		設備容量	750kVA 以上 1,000kVA 未満		1.4
		設備容量	1,000kVA 以上 1,300kVA 未満		1.6
		設備容量	1,300kVA 以上 1,650kVA 未満		1.8
		設備容量	1,650kVA 以上 2,000kVA 未満		2.0
		設備容量	2,000kVA 以上 2,700kVA 未満		2.2
		設備容量	2,700kVA 以上 4,000kVA 未満		2.4
		設備容量	4,000kVA 以上 6,000kVA 未満		2.6
		設備容量	6,000kVA 以上 8,800kVA 未満		2.8
設備容量		8,800kVA 以上	3.0		
配電線路を管理する事業所			0.1		

注 1 発電所は常用のものとし、非常用予備発電装置は含めない。

2000kW 以上 5000kW 未満は太陽電池発電所のみ受託可能。

以下の点検頻度を適用する太陽電池発電所は、上記換算係数にその頻度の圧縮係数を乗じた数値とする。

- ・ 2ヶ月 1回以上：0.36 を乗じた数値
- ・ 3ヶ月 1回以上：0.33 を乗じた数値
- ・ 4ヶ月 1回以上：0.32 を乗じた数値
- ・ 6ヶ月 1回以上：0.31 を乗じた数値

注2 小規模高圧需要設備とは、設備容量 64kVA 未満（非常用予備発設置を除く）のものとする。

注3 隔月に1回以上及び3ヶ月1回以上を適用する場合は、（小規模高圧需要設備を除く）
上記換算係数にそれぞれ 0.6 及び 0.45 を乗じた数値とする。

(2) 事業場の規模・換算係数表及び受託の可否

ア 7千ボルト以下で受電する需要設備のみの場合は容量制限なく全て受託可能。

イ 発電所は 2000kW 未満まで受託可能。太陽電池発電所に限り 5000 kW 未満まで受託可能。

ウ 発電所と需要設備がある場合は、発電所が制限容量以下ならば合計の設備容量は関係なく受託可能。換算係数はそれぞれの換算係数の合計とする。

エ 受託の限度は換算係数の合計値が 33.0 未満である。
ただし合計値が 33.0 以上の場合は、小規模高圧需要設備（予備発を設置するものを除く）10 件までを合計値より除くことができる。

(3) 隔月点検及び3ヶ月点検の実施には、設備条件確認書（100kVA 以下）
絶縁監視装置等の設置に係わる設備調査表（100kVA 超過）に基づいて検討する。

(4) 太陽電池発電所の2ヶ月点検、3ヶ月点検、4ヶ月の実施には、点検頻度確認フローに基づいて検討する

(5) 自家消費の太陽電池発電所は6ヶ月点検とし、換算係数に 0.25 を乗じた数値とする。